

【紙申請】提出書類チェックシート 法人様向け

商号又は名称:

提出書類	必須	該当する 場合のみ	提出形態	注意事項
1 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>		原本	
2 業者登録入力票	<input type="checkbox"/>		コピー可	当課より配布している用紙(更新申請の案内と一緒に送付)又はホームページに添付されているExcelファイルを使用すること。
3 登記事項証明書(登記簿謄本)	<input type="checkbox"/>		コピー可	法務局で申請日から3か月以内に発行されたものであること。 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかを提出すること。
4 印鑑証明書	<input type="checkbox"/>		コピー可	法務局で申請日から3か月以内に発行されたものであること。
5 国税を確認するための書類 ●法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書(「その3の3」)	<input type="checkbox"/>		コピー可	税務署で申請日から3か月以内に発行されたものであること。
6 県税を確認するための書類 ●同意書(様式第2号) ●鳥取県税に係る納税証明書		<input type="checkbox"/>	原本	鳥取県内に事業所等(本社又は支店等)がある場合のみ提出すること。 提出については、同意書又は鳥取県税に係る納税証明書のいずれかであり、 鳥取県税に係る納税証明書を提出する場合は、鳥取県内の県税事務所で申請日から3か月以内に発行されたものであること。
		<input type="checkbox"/>	コピー可	
7 本社所在地が鳥取県外の場合に、鳥取県内従業員数を確認する書類 〈ケース1〉鳥取県内に事業所を開設して1年以上の場合 ●法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)		<input type="checkbox"/>	コピー	本社所在地が鳥取県外の場合で、かつ鳥取県内に支店等を有する法人のみ提出すること。(鳥取県内に支店等を有している場合は、競争入札参加資格審査申請書に支店等を登録しておくこと。)
〈ケース2〉鳥取県内に事業所を開設して1年未満の場合 ●事業所を開設した市町村に提出した法人設立届 ●鳥取県に提出した法人設立届(同意書(様式第2号)を提出する場合のみ) ●鳥取県内の従業員数が確認できる公的書類等(市町村に提出した法人設立届に県内従業員数が記載されていない場合のみ)		<input type="checkbox"/>	コピー	鳥取県内に事業所を開設して1年未満の場合、鳥取県内に事業所を開設した市町村に提出した法人設立届に提出すること。必ず人数が記載されていること。(0人になっている場合は登録できません。)
〈ケース3〉鳥取県内事業所が法人県民税の免除を受けている場合 ●法人県民税減免承認通知書(法人県民税の減免申請を行っている場合) ●事業所が属する市町村長が発行した市民税・県民税(個人住民税)特別徴収額の決定・変更通知書 ●申立書(法人県民税減免承認通知書を提出する場合は不要) ●鳥取県内の事業所の従業員名簿		<input type="checkbox"/>	コピー	市町村に提出した法人設立届に県内従業員数が記載されていない場合は、鳥取県内の従業員数を確認する公的書類等の提出が必要。 提出する書類については、当課に連絡し、その指示に従うこと。
8 鳥取県内事業所ISO14001認証等取得状況を確認するための書類 ●ISO14001認証登録証 ●TEAS登録証		<input type="checkbox"/>	コピー	鳥取県内の事業所においてISO14001又はTEASの認証取得されている場合は、登録証の写しを提出すること。
9 営業種目の登録に必要な許認可を確認するための書類 ●許認可等一覧表(様式第3号) ●営業に必要な許可、認可、登録等の証明書		<input type="checkbox"/>	コピー可	許認可が必須の営業種目の場合は必ず提出すること。
10 委任状(様式第4号)		<input type="checkbox"/>	原本	受任者を設定する場合のみ提出すること。
11 使用印鑑届(様式第5号)		<input type="checkbox"/>	原本	代表者が入札の参加等の際に実印以外の印鑑を使用する場合のみ提出すること。
12 印刷設備調査票(様式第6号)		<input type="checkbox"/>	コピー可	営業種目の登録の大部分が07印刷類に登録する場合は提出すること。
13 役員等名簿(様式第7号)	<input type="checkbox"/>		原本	登記事項証明書に記載されている役員(監査役及び監事は除く。)及び委任状に記載した受任者を記載し提出すること。

注 状況に応じて、上記以外にその必要な書類の提出をお願いします。